

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

	指名停止措置業者名	住所	備考
①	西武建設株式会社	埼玉県所沢市くすのき台 1 -11-1	1-002389

2. 指名停止措置期間

令和5年9月14日 から 令和5年12月13日 3か月間

3. 指名停止措置の適用範囲

石岡市が発注する建設工事及び物品納入・役務の提供調達契約等

4. 事実概要

西武建設（株）は、建設業法（以下「法」という。）第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。これらのことにより、同社は国土交通省関東地方整備局から令和5年7月21日付けで、法第28条第1項の規定に基づく指示処分及び同条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けた。

5. 指名停止理由

落札者決定後に契約を辞退することは、「石岡市建設工事等請負業者 指名停止等措置要綱」別表第2 第14号（1）及び（2）に該当する。

参考

○「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」別表第2（抜粋）

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 14 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条の規定に基づく監督処分（第28条第1項第1号、第2号及び第3号に該当し、監督処分を受けたときを除く。）を受けたとき。 (1) 指示処分を受けたとき。 (2) <u>営業停止処分を受けたとき。</u>	当該認定をした日から 2月以上6月以内 <u>3月以上9月以内</u>